

鈴鹿医療科学大学 知的財産管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学知的財産管理規程第12条に基づき、知的財産管理委員会（以下「本委員会」という。）の業務構成運営等を定め、鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）における知的財産の取扱いが公正に行われ、委員会が円滑に運営されることを目的とする。

(審議事項)

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 登録された発明等に係る職務発明等取り扱い、本学帰属の判定及び持分認定
- (2) 知的財産維持管理中における特許権に係る判定
- (3) 判定・評価審査結果等に係る紛争処理
- (4) その他、本委員会が必要と認める事項

(本委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（大学院・研究担当）
- (3) 各研究科長
- (4) 各学部長
- (5) 法人事務局長
- (6) 大学事務局長

(運営)

第4条 本委員会の委員長を学長とし、委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 議長に事故等があるときは、あらかじめ定めた者が議長の職務を代行する。

3 本委員会は必要に応じ開催する。

4 本委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

5 本委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 本委員会は必要に応じて、委員以外の者の陪席を求め、意見を聴くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(所掌事務)

第5条 本委員会に関する事務は、研究振興課がこれを行う。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学運営協議会の議を経て、理事会でこれを行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月27日に改正し、施行する。